

相次ぐ災害に対する特別交付税等の増額を求める意見書

6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨、9月の台風21号・24号や北海道胆振東部地震など、全国各地で災害が相次ぎ、甚大な被害をもたらした。多くの死者、安否不明者が発生し、今なお避難生活を余儀なくされている方もいる。また、家屋の倒壊や土砂崩れ、大規模な停電・断水、道路や鉄道をはじめ交通機関への影響などが生じた。被災地域の復旧・復興に万全を期し、被災者の方々が一日も早く安心して生活できるよう、全力を挙げることが求められている。被災自治体は早期の復旧・復興、被災者支援に向け取り組んでいるが、多額の経費、労力、専門的知識が必要である。

第197臨時国会が始まり、被災地の復旧・復興に必要な財政措置を講ずるための補正予算案が提出され、復旧・復興に7,275億円、今後の災害対応等を勘案した予備費追加に1,000億円を計上している。しかし、被災自治体の具体的な復旧事業に対し、国が負担すべき補助金が増えたための措置に過ぎず、自治体の財政負担への懸念は解消できていない。また、特別交付税は地方交付税総額の6%の上限枠が設定されており、このままでは、被災自治体の必要な復興費用が補填されないおそれがある。被災自治体が財政面で安心感をもって、的確に復旧・復興、被災者支援に取り組めるようにするため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。

については、下記の事項について取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 被災自治体において生じる復旧・復興対策等に係る特別の財政需要について、特別交付税の特例的な増額や別枠措置、東日本大震災に係る震災復興特別交付税のような特例を設けるなど、さらなる積極的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年12月14日

広島県府中市議会